

津市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 年 月～ 令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 請求者と認定子どもが、津市内に居住していることを津市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを津市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を津市が対象施設に確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	印	生年月日	年	月	日
氏 名				現住所	電話：		

2. 施設等利用費請求金額

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

3. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	認 定 番 号		
生年月日	年 月 日	フリガナ		
請求期間における住所の変更等		氏 名		
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年	月 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号
農協・信用組合	出張所	
		口座名義(カタカナ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※2 ※3 ※4	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
令和 年 月					
令和 年 月					
令和 年 月					
令和 年 月					
令和 年 月					
令和 年 月					
合 計					

- ※2 特定子ども・子育て支援利用料（保育料）として支払った額を記入して下さい。
給食費や日用品等の消耗品費、行事費等は請求対象外です。
- ※3 利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書（援助記録簿）を添付して下さい。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下、切り捨て）
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円（令和8年10月分より月額40,300円）、第3号認定の場合は42,000円（令和8年10月分より45,700円）です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：第2号認定 37,000(40,300)円×転出日の前日までの日数÷その月の日数
第3号認定 42,000(45,700)円×転出日の前日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：第2号認定 37,000(40,300)円×認定日から日数÷その月の日数
第3号認定 42,000(45,700)円×認定日から日数÷その月の日数
（小数点以下、切り捨て）
・津市内の特定教育・保育施設の預かり保育事業を利用する場合の限度額は、その預かり保育において受領を委任した金額を第2号認定の場合は11,300円（令和8年10月分より16,300円）から、第3号認定の場合は16,300円（令和8年10月分より17,700円）から差し引いた金額